

論文 | Article

三審制は普遍の原理か
比較法研究の学問的意義の再確認を含めて

Is the Three-trial System a Universal Principle?

御手洗 大輔

MITARAI, Daisuke

尚美学園大学

総合政策学部准教授

Shobi University

2023年12月

Dec.2023

三審制は普遍の原理か

比較法研究の学問的意義の再確認を含めて

御手洗 大輔

Is the Three-trial System a Universal Principle?

MITARAI, Daisuke

[要旨]

日本では三審制が通用するが、中国では通用しない。日本を含む西欧法では事件の処理および法適用の統一性の確保という2つの要請に応えるために、その審級制度として三審制を採用するが、同じ要請の下であっても現代中国法では四級二審制を採用する。比較法研究を通すと、この相違がそれぞれの社会を支える権利に対する考え方の相違と関連することが明らかになる。

キーワード

裁判、三審制、法適用の統一性、審級制度、現代中国法、比較法

[Abstract]

The three-trial system works in Japan, but not in China. Western law and Japanese law adopts the three-trial system as its trial-level system in order to meet the dual demands of handling cases and ensuring uniformity in the application of law. Even under the same demands, PRC law adopts the four-level, two-trial system. Through Comparative law research, it becomes clear that this difference is related to the differences in each view of rights (in the respective societies' conceptions of the rights that underpin them).

Keywords:

Court, three-trial system, Uniformity of application of law, multilevel appeal system, Law of the People's Republic of China (PRC law), Comparative law

一、はじめに

いわゆる「三審制」は人間社会の審級制度において普遍の原理なのか。

これは法学ないし法律学における古典的な問いの1つであって、唯一の正解に辿り着けない永遠の問いである。そして、そんな話を学部時代に一度や二度経験し今更感が強い諸賢も多いただろうと思うにもかかわらず、この問いの深層について思索することを、本稿で試みることにしたい。

この直接の契機は、日本の法動向でなく隣国である中華人民共和国（以下、現代中国とする）の法動向を目の当たりにした事にある。その法動向とは、現代中国の司法機関の最上位に位置する最高人民法院が今年（2023年）9月12日に公布した某司法解釈である（後述）。この司法解釈において、最高人民法院は約2年間にわたって実施した審級制度改革を終えて、元々の民事訴訟法および行政訴訟法の規定に立ち返ると言明した。第1に、普通の感覚に照らせば、元々の規定に戻すのであれば、これらの規定を2年間にわたって停止してまで行なった審級制度改革が何のための改革だったのかについて答えなければならないだろう。また第2に、この確認は改革を促した論理の探究へとつながり、比較法研究の学問的意義に資する何かについて私たちが認識する機会となるはずである。

主に以上の2個の動機からその審級制度改革の推移を整理し審級制度に関する日中比較を行なったところ、冒頭で述べた古典的な問いの深層について思索せざるを得なくなった次第である。

二、問題の枠組み

（一）三審制と四級二審制

そもそも三審制とは何か。現在の日本法においてそれは原則地方裁判所、高等裁判所および最高裁判所から構成される審級制度のことである。そして三審制という審級制度は、他者との間の対立が紛争の段階から事件の段階へ至り、それが裁判で勝敗を付ける段階に至ると最大3回の裁判を経て決着をつけることになるという予測＝常識を、私たちに与える法的概念である。さらに第1審と第2審・控訴審は「事実審」として紛争の事実問題および法律問題を併せて審理し、第3審・上告審は「法律審」として法令違背の有無だけに専念することによって法適用の統一性を確保することを企図した法政策の構造でもある。つまり、日本法の下で生活する人間からすれば、三審制はこの様に普遍的な原理に見えるものなのである。

しかし、現代中国における審級制度は、この三審制を採用していない。現代中国法においては原則基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院および最高人民法院から構成される審級制度を擁して事件を扱い、最大2回の裁判を経て決着をつけるという建前の下「四級二審制」を採用している。そして四級二審制を採用する理由について、日本の現代中国法研究の主流的見解は、判を押したように次のように説明してきた。すなわち、(1) 訴訟の遅延を防ぎ、(2) 司法の資源コストを節約するためであり、(3) 誤審を防止するため別途再審査制度や裁判監督手続きを通した再審の途が用意されるのである、と¹。

¹ 例えば小口彦太＝田中信行『現代中国法 [第2版]』成文堂2012年164頁以下、田中信行編著『入門 中国法』弘文堂2013年214頁以下、川島真＝小嶋華津子編著『よくわかる現代中国政治』ミネルヴァ書房2022年52頁など。

ところが、この四級二審制を擁する現代中国は、最高人民法院が公布した実施弁法に基づいて、一昨年（2021年）10月1日から審級制度改革すなわち審級制度改革を実施してきた²。審級制度改革の契機は司法の資源コストの乱費（上記(2)に関連）と再審制度の乱用（上記(3)に関連）であり、それゆえに当該改革の指針の1つとして4つの級の法院それぞれが担う役割分担の最適化があったことは間違いない。これを裏付けるように、実施弁法において「基層人民法院」は事実を正確に調査して紛争の実質的な融解＝適切な解決・処理を担うこと、「中級人民法院」は裁判を効果的に結審して紛争を正確に解決すること、「高級人民法院」は再審における誤審の訂正や判断基準の統一を重視すること、そして「最高人民法院」は全国の裁判業務の指導と法律の正確な統一適用を確保すること、と目標を言明する。つまり、実施弁法は現代中国法が四級二審制の採用理由として説明した内容について、それを裏付けられなくなった現状を露呈していたわけである。

そして上記の指針は、日本法の視点に立って見れば実質的な三審制への変容であると錯覚しかねないものであった。なぜならば、前述した日本法の法政策の構造に照らせば高級人民法院や最高人民法院に求められた責務は法律審としての責務と同様のものに映るからである³。そうすると、審級制度改革が開始される段階において、三審制が人間社会の審級制度における——国家間の枠組みを超えて——普遍的な原理なのであるとの正解を導き、古典的な問いに対する正しい答えであるとの結論を補強する事実が将来得られるだろうとの期待をもつことも、無理からぬところであったと思われる。

その一方で、四級二審制の採用理由は現代中国法が前提とする権利論から十分に説明できるものである（後述）。そして、イデオロギー的な対立を超えて三審制に対して普遍性を認めるわけにはいかない事情が現代中国には依然として存在すると筆者は考えているし、この事を裏付ける審級制度改革の実施前における現代中国側の言説についても——詭弁、理解困難のように一部で受け止められていたが——当然の理屈の様に見て取れた。この代表的な言説として、最高人民法院自らがその実施前に上梓したもの（以下、「理解と適用」とする）を書き留めておくことにする⁴。

「理解と適用」の中で、論者は審級制度改革を実施する経緯について、現行の審級制度の役割が不明確になっている点特に民事訴訟と行政訴訟における管轄制度の運用効率の悪さ等を改善する必要があると主張する一方で、それが三審制への移行を企図するものではないこと、すなわち現代中国の法政策の構造は堅持することを強調する。曰く、最高人民法院に提起する再審の訴えは法律審を意味しないというのである。そしてこの理由として、法律審とは三審制を前提とするものであり、まだ効力を生じていない裁判の法律問題（法令適用の問題）に対する審理をいうが、現代中国のそれはそうではない。三審制における法律審（筆者追補：すなわち日本法における上告審の様なもの）は四級二審制における再審と異なるし、

² 最高人民法院「四級の法院の審級の職能定位改革実験の徹底に関する実施弁法」法〔2021〕242号〔最高人民法院关于印发《关于完善四级法院审级职能定位改革试点的实施办法》〕2021年9月27日公布を参照。

³ なお、日本における先行研究の中には日本やアメリカ、ドイツの三審制を参考にしながら現代中国法の中へ三審制の導入を展望する論考（冷羅生「中国の審級制度改革について：三審制導入を展望して」『千葉大学社会文化科学研究』9巻2004年10月109頁～122頁所収）がある。

⁴ 劉崢＝何帆著『『四級の法院の審級の職能定位改革実験の徹底に関する実施弁法』の理解及び適用』〔《关于完善四级法院审级职能定位改革试点的实施办法》的理解与适用〕『人民司法』31号2021年7頁～14頁所収。

現代中国の伝統上事実問題と法律問題を分けて考える事が極めて少なく法律審を意味しないため三審制への移行とはなり得ない、と言うのである。

以上の論理は、裁判の効力発生の有無にかかわらず法や司法に対する求心力を高めるために誤審の解消が課題となるという視点や何が伝統かについて一概に言えるものではないという視点に立つ言説からすれば、一種の詭弁に映ったとしても無理からぬものであろう。いずれにせよ、三審制やその下での再審という法的概念に対して、現代中国の警戒心が強い事は見て取れる。

この様にあくまで四級二審制の下での審級制度改革を成功させるための実験であるとして実施をみた審級制度改革は、冒頭で述べた通り2年間の実施を経て今年9月27日をもって終了すると最高人民法院が公布するに至る(以下、終了通知とする)⁵。しかし、終了通知では審級制度改革の実施期間中に停止状態となっていた現行民事訴訟法および行政訴訟法の規定を「回復し施行する」とし、終了する日までに結審しないものは引き続きそのまま審理し処理せよと事務的な連絡として言明されるにとどまるものであった。四級二審制を堅持したのであるから問題はないと言えるかもしれないが、執行停止状態を執行回復状態に戻すだけという事務連絡の域を出ない点に注目するならば、朝三暮四にすぎないという評価を与えられてもそれに対して有効な反論は困難である。したがって、何のための改革だったのかについて答えなければならない⁶。

そこで、この約2年間の現代中国の審級制度改革を整理して⁷、その動向を確認すると、奇しくも過去の日本における三審制の推移に非常に似ていることが分かる(後述)。なぜなら、四級二審制であろうと三審制であろうと、その改革が審級制度上の上位の審級に位置する裁判所に対する訴えを抑制しなければならない必要性に対処するための改革であった点で共通すると言えるからである。そして、この事は共通する課題に接していながら、なぜ同じ結果を得ることを拒否するのかという次の疑問を生むことになる。

(二) 古典的な問いと比較法研究

なぜ、現代中国(法)は三審制や法律審の否定に固執するのだろうか。

そこには異文化理解的な何か——それが現代中国の伝統上のものかどうかは別として——が存在しているように思われる。筆者の現代中国法に対する視点は、日本の現代中国法研究の主流的見解の視点と全く異なるものである。また、日本と現代中国で同じ様な制度を同じ様に扱う視点でも、資本主義法と社会主義法の異同だの一党独裁の有無だのという皮相的な視点でもない⁸。強いて言えば、日本法と対極に位置する現代中国法との比較分析を経れば

⁵ 最高人民法院「四級の法院の審級の職能定位改革実験の終了後に関する関連業務規程に関する通知」法〔2023〕154号[最高人民法院关于四级法院审级职能定位改革试点结束后相关工作要求的通知] 2023年9月12日公布を参照。

⁶ ちなみに、このような批判を見越してか、終了通知の公布に先立って改革実験の成果の1つとして、今年7月28日付けで最高人民法院は最高人民法院「案件の審級管轄及び再審業務の強化と規律化に関する指導意見」法〔2023〕13号[最高人民法院关于加强和规范案件提级管辖和再审工作的意见]を公布している。後述するように、審級制度改革の経験を総括したものとして制定したという建前をとり、裁判管轄制度と再審提起制度の改善を行なったと評価できる。

⁷ 例えば、第13期全国人民代表大会常務委員会常務委員会第36回会議の席上で周強(最高人民法院院長)が改革実験の中間報告を行なっている(周強「四級の法院の審級の職能定位改革実験状況の中間報告」[最高人民法院关于四级法院审级职能定位改革试点情况的中期报告] 2022年8月30日報告)。

⁸ この点については、拙稿「日本における現代中国法学について：その軌跡と直面する課題」『比較法学』45巻2号2011年57～86頁所収を参照されたい。

日本法をより深く解明できるだろうとの期待に基づく視点に立つ。

このような視点を筆者が得た土台は、現代中国に関する研究に没頭する傍らで、学部時代より学修してきた比較法研究の知見に基づいている。比較法研究の独自性は、その文字化された法的論理の背景なりその周縁の学問分野からの知見なりと影響し合う諸要因を重畳させて⁹、比較分析する対象のそれぞれの独自性なりその法理論なりを探求し、自国の法の解明に貢献する視点に立つところにある。この独自性と「某教授の講演」が現代中国法に対する筆者の視点の土台を形成した¹⁰。これらの成果に照らせば、現代中国との比較分析を通じて、日本法における三審制に対する古典的な問いに一定の答えを示すことも期待できる¹¹。

三、日本における三審制の意義

日本における裁判の由来から整理する紙幅上の余裕はないので¹²、さしあたり、その三審制の由来について三ヶ月章先生の論考（以下、三ヶ月論考とする）に照らして整理しておくことにする¹³。この三ヶ月論考は、三ヶ月章先生が1981年末に現代中国法とは異なる理論に立ち、比較すれば日本法の側と親和する理論に立つ中華民国から招かれて、同地域の最高法院、台湾大学、比較法学会および司法官訓練所でなされた講演の草稿を書き留めたものである。そしてその1つに「審級制度」に関するものがある。

三ヶ月論考は、審級制度そのものに対して根強い警戒心があった西欧のものと、上級審の指導に大きな期待をかけた日本のものという構図を示したうえで、日本の三審制が形式的なものであったことを説明する。例えば、フランスにあっては破毀院への手続きが再審に準ずる例外的な不服申立てという位置づけなので実質二審制的な運用であったり、軽微な事件は控訴さえ認めない一審制的な運用であったりがあると紹介する。一方、ドイツにあっては「上告裁判所がその事件が『原則的な意義』をもたぬと判定する限り上告の受理を拒みうる」運用であったり「金額による上告制限」を設けたりとの運用であったりがある事を紹介するほか、戦後の日本法に影響を与えたと一般に言われるアメリカにあっても、法律審への手続きは「権利上訴 appeal」ではなく「裁量上訴 certiorari」であり、上訴自体に執行停止の効力を認めない運用があるとの整理を示される。つまり、欧米の三審制は上訴審に対する警戒から権利救済を求めて上訴するという性格のものでなく、可能な限り上訴を制限し事件を処理する方向で形成していた。

以上の整理をふまえて、三ヶ月論考は、日本法は控訴—上告という不服申し立てを常に認め、判決と区別される決定や命令についても抗告—再抗告を認めるうえ、判決については仮

⁹ 例えば、大木雅夫著『比較法講義』東京大学出版会1992年がある。同書はドイツ法とフランス法の比較分析を枠組みとしながら、グスタフ・ラートブルフ（ドイツの法哲学者）の理論を重畳させたり本人の経験を重畳させる中で両国法それぞれの独自性なり法理論なりを探求したりしたものである。

¹⁰ 某教授の講演とは、ドナルド・C・クラーク教授による早稲田大学比較法研究所で行なわれた講演である。講演を基に加筆されたものとして「ドナルド・C・クラーク中国法研究のアプローチ：「法の支配」パラダイムを超えて」『比較法学』66号2000年73頁～91頁所収がある。

¹¹ 以上の経緯と問題意識から本稿を上梓する。このプロセスの中で日本における三審制の意義を再確認し、現代中国における審級制度改革の深層における問題を見、その上で比較法研究の意義ないし異文化理解における学問的価値を再確認したい。

¹² この点については、例えば六本佳平著『日本の法システム』放送大学教育振興会2000年特に2.法文化（19頁以下）や5.紛争処理（91頁以下）、利光三津夫＝長谷山彰著『新裁判の歴史』成文堂1997年、浅古弘＝植田信廣＝神保文夫＝伊藤孝夫編『日本法制史』青林書院2010年などを参照されたい。

¹³ 三ヶ月章「民事訴訟法と裁判法の三十余年（三）審級制度」『ジュリスト』767号1982年6月167頁～175頁所収。

執行宣言を例外的なものとしてしか認めない運用がされている事から、「日本では決してこれらの国の審級制度を忠実に学ぶことはしなかった」と評価する¹⁴。但しそういう当時の状況の中でも不服申立て制度だけは素早く立法され、その背景には「末端の現場ではどうしてよいか分からぬ問題が山積しているので、できるだけ中央に事件を集中してそこで取扱の範を示すということが強く要望された」ことがあったとされる。要するに、できるだけ多くの事件について上級審での判断を仰ぐ機会を与えておくことが日本における三審制の原型となったのは、いわば西欧の審級制度という衣を借りて自身の体型に合わせるという日本独自の事情に依っていたというのである。

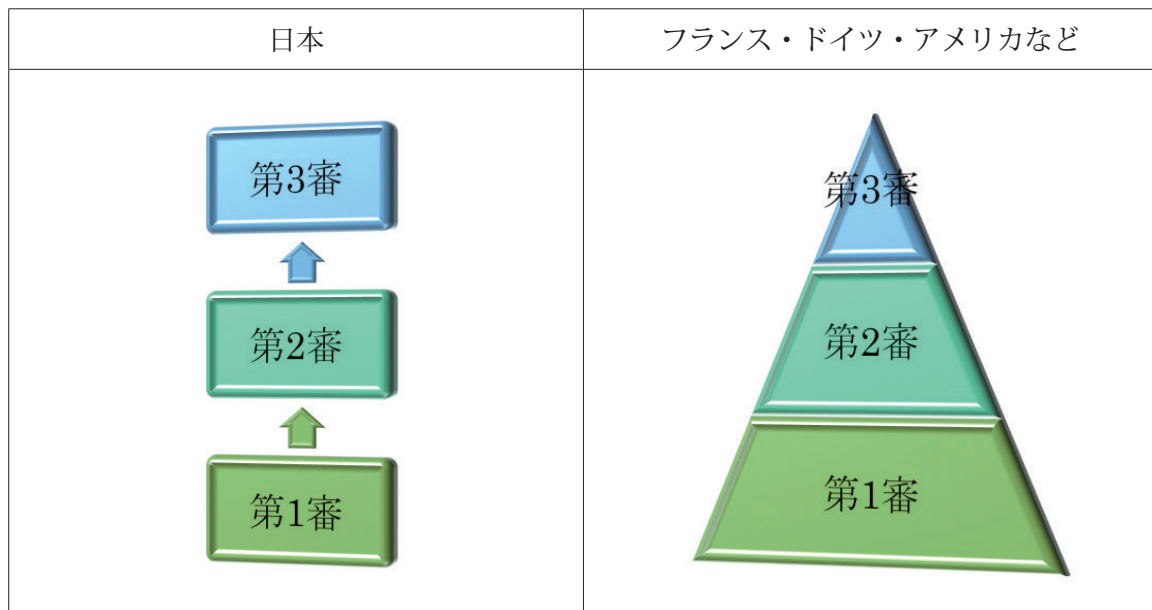


図1：円筒形と円錐形の三審制¹⁵

この日本独自の事情について、三ヶ月論考は裁判実務の運営の監督を通じて、第一線の裁判実務の教育をも合わせ試みる必要があったと述懐し¹⁶、その当時の状況の中で西欧社会における審級制度の真似事をしたら末端の裁判が支離滅裂なものとなり、法治国家の実質を一日も早く確立しなければならないという至上目的の実現が却って妨げられたらうから、当時としては正しい選択であったとする。しかし、民事裁判制度そのものの経験が蓄積した後の状況においては、すなわち既述の例えに照らせば、自身の体型が精練された後であれば「上訴制限の進行は、却ってその国の民事司法制度に対する信頼度を示すという逆説的な見方も有りうる」とし、明治憲法下で形作られた図式的に見て完全な三審制というものが、ある意

¹⁴ 仮執行の宣言とは、確定していない終局判決・支払い命令に対して、確定したと同様にその内容を実現できる執行力を付与する裁判をいい、この仮執行の宣言が付いた終局判決・支払い命令に基づく強制執行のことを仮執行という。判決は原則として、確定して初めてその執行力等の法的効力が生じるとされているため確定していない終局判決・支払い命令に対して法的効力は生じないことになる。これを奇貨として敗訴者が上訴することにより判決の確定を遅延させ、執行による勝訴者の満足を遅延させることを防ぐために、仮執行宣言制度が設けられている。

¹⁵ 三ヶ月論考を基に筆者作成。

¹⁶ この辺りの事情については、例えば萩屋昌志編著『日本の裁判所：司法行政の歴史的研究』晃洋書房 2004 年特に第 1 部を参照されたい。

味で日本法の固定観念になったとされ、現在の日本がこの「三審制への信仰」に固執している事を喝破する。

さらに、現行憲法下における最高裁判所の性格変更について、三ヶ月論考は、戦前が民事部と刑事部を合わせて50名前後を配置する態勢であったのに対して、戦後は統一的意思の形成が可能な限度すなわち15名に定員を引き下げたことによって、「否応なしの形で、最高裁判所の上訴への道を狭くすることに迫られざるをえない」事情があったと総括する。つまり、自身の体型の質が向上したのではなく、自身の体型が縮小したために衣替えをせざるを得なかったにすぎないのである。そのため三ヶ月論考は、日本の審級制度が西欧の審級制度と異なる歩み＝三審制への信仰を続けていて、それは法曹界に身を置く人々の意識の中にも蔓延しているとする。

したがって、以上のような審級制度における比較研究からすれば、厳しい上告制限の中で上告審が原審の判断を改める破棄率の高さは法治国家としての質の高さを示すものであると言える一方、破棄率の低さは「濫上告の洪水を意味する」から法治国家としての質の低さを示していることに他ならないと三ヶ月論考は結論付ける¹⁷。

要するに、日本における三審制の意義は、第1審である地方裁判所の取り扱う事件が最高裁判所まで行こうと思えばそのまま行ける審級制度を導入して今日に至るとともに、最高裁判所裁判官の人数の少なさという人的な処理許容量から上訴制限をする展開を辿るものであるということ——言い換えれば、その変化は裁量上訴を意識したものではなく、あくまでその意識下には権利上訴の意識があるということ——、ドイツ、フランスおよびアメリカでも採用されているという三審制の形式的なモデルを法治国家の質如何と対照することなくモデルの固持に邁進する三審制への信仰が日本法の通底にある。したがって、日本法における三審制の意義は、法治国家の質如何に係わらない形式的なモデルとして鎮座できるところにあると言える。

四、現代中国法における三審制の意義

(一) 四級二審制の意義

現代中国が成立する以前に中国共産党が支配していた革命根拠地において、馬錫五が始めたとされる大衆参加型の現地裁判方式が、現代中国の裁判の原型であるとされる。そして、1949年10月の建国後、基本的には旧ソ連型の裁判制度を導入した¹⁸。しかし、裁判業務を担える人材の不足から人民解放軍の軍人を裁判官に登用したり、大衆参加型の裁判とはいえ事前に中国共産党の許可を得た内容の判決を下すことが予定されたり、担当裁判官が自ら下す判決について組織内に設置された裁判委員会による討議を経ることを要求したりという様に集団管理・集団指導の体制が整備された。また、その人事権については地域の重要度に応じて管理権を有する地方党委員会に帰属する手続きが採られてきた事は自他共に認める事実である。

¹⁷ 統計データとして古くなったが、日本の民事裁判の動向については、林屋礼二＝菅原都夫編著『データムック民事訴訟：見て読む日本の民事裁判（第2版）』有斐閣2001年がある。

¹⁸ 念のために付記しておくが、当時現代中国では旧ソ連の法制度やその思考を享受しようと様々な機会を通じて法継受が行なわれた。「『苏维埃国家和法律基础』講座」『中央政法公報』はその1つの例である。

この様な歴史から明らかな事は、当時において裁判業務を担う側に対する根強い警戒心があったところである。信用できるのであれば、現代中国が成立する以前の国家で裁判を担っていた元裁判官をそのまま登用・留用すればよいだけであって軍人を充てる必要はないし、判決前にその判決内容を許可・承認する手続を要求する必要もないと言えるからである。そのため、軍人の様な上意下達の指揮命令関係を至上とする政治的素養をもつ人が現代中国にとって適当な人材であると判断された理由は合理的である。ゆえに、現代中国法研究の主流的見解が説明する様に、一般に法的素養よりも政治的素養が重んじられる伝統を前提に、四級二審制が確立したと言われるのである。

そもそも裁判は、現実の紛争を解決・処理する目的で、公権的なすなわち公正な判断を導くために行なわれるプロセスであるから、何人にも一律に適用される規範に基づくことが求められるため、その判断基準の根拠として法規範が当然に必要となる。ゆえに、政治的素養を重んじようとも大衆参加型の裁判が行われようとも法規範をどの様に適用するのかという法律問題は常に要求されることになる。そのため、事実問題と分けて考えるか否かは程度の差にすぎない。そして、事実問題と法律問題が相互に重なり合いながらも考えなければならぬ理由は、現実の紛争を解決・処理するという目的の存在に求められるから、何を以って紛争の解決・処理とするのかが重要な要素となる¹⁹。

この点について、三ヶ月論考に照らせば西欧の審級制度においては厳しい上告制限の中で上告審が原審の判断を改める破棄率の高さに見られる法治国家としての質の高さは、紛争の解決という目的を達成したと言える状況を、既存の法規範の限界（勝敗どちらも有りうる状況）に対して公権的な判断を導くことが予定されているところにあると見たからである。つまり、法律審はそのためにこそ用意される必要がある。しかしながら、現代中国の審級制度においては前述したとおり現実の紛争を至当な政治的素養から導き解決するという目的なのだから、そこで予定されることは必ずしも既存の法規範の限界に対する公権的判断でなく、政治的に正しいか否かであった。つまり、既存の法規範の限界に対する公権的な判断を導くことを必要としなかったのであるから、法律審を用意しなければならない必要性も生じなかったのである。

奇しくも現代中国の各級の人民法院は〔审判机关（審判機関）〕と規定され〔裁判机关（裁判機関）〕でない。そのため人民法院は関係する法規範に合致するか否かを審判すれば良い統治機構として位置づけられたのであり、西欧そして日本の裁判所の様にその法規範に照らして裁判する統治機構として位置づけられていなかったと整理できる。

ところで、現実の紛争を見ると、一般には対立する当事者は、それぞれ自らの権利・利益が侵害されたことを主張し対立する相手の主張を打ち負かして自らに有利な公権的な判断を得ようと裁判の環境を作り出すものである。しかし、既に見たように現代中国の場合は審判すれば良い統治機構として人民法院が位置づけられたわけであるから、そのような人民法院から構成される四級二審制を支えるためには、人民法院の法廷へ持ち込まれた問題について審判すれば良いだけの環境を作り出せば十分であった。

この現代中国法独自の事情について、権利論から1つの答えを導き出したのが「中国的

¹⁹ この視点に基づけば、建国後当初の現代中国（法）が、政治的素養の正当性から導かれる判断をもって紛争の解決・処理とすることを企図したと評価できる。

権利論」である²⁰。日本法では、対立する当事者がそれぞれ自らの権利・利益が侵害されたことを主張するわけであるから、それぞれの権利は法的に保護されるべき一定程度の合法性があることを前提に法的議論の展開を予定している。しかしながら、現代中国法ではそもそも法的に保護されるべき合法性をもつ権利＝合法的権利と、保護しない権利＝違法的権利が事前に法規範によって言明されており、それを前提に議論が展開される事を予定している。この場合、法規範が存在しない場合すなわち非法的権利に対する対処が問題となるが、立法による解決を可及的速やかに用意することによって対応してきた。これは、最高人民法院がその都度公布する司法解釈が法規範として運用されている事からも明らかである。以上を単純化して図示すると、次のとおりである。

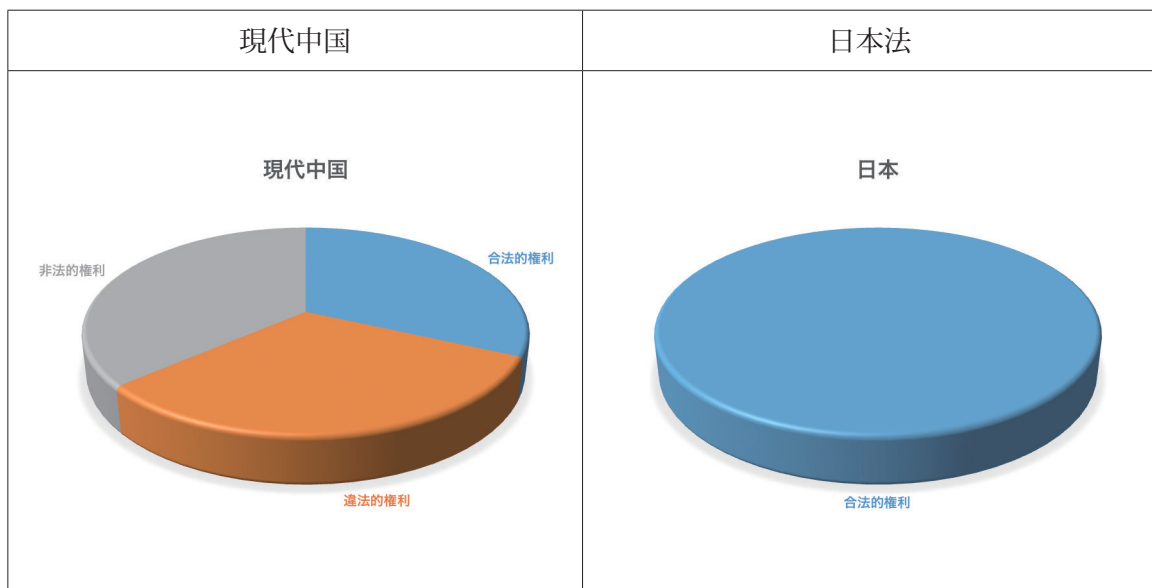


図2：権利論における日中比較

中国的権利論に照らせば、関係する法規範が定める合法的権利に合致する場合はその主張を行なった当事者を勝ちとすれば良く、同時に関係する法規範が定める違法的権利に合致する場合はその主張を行なった当事者を負けとすれば良い。そして関係する法規範が合法的権利とも違法的権利とも定めていない場合は、最高人民法院等の他の統治機構に諮問して、勝ち負けの結論を示す司法解釈や法令を得て審判すれば良いのだから、わざわざ審判の環境から裁判の環境へと作り直す必要はない。

したがって、審判をもって現実の紛争を解決・処理できる中国的権利論という理論的背景を擁するので、関係する法規範に合致するか否かを審判する統治機構を用意さえすれば現代中国における法治国家は十分に機能するのであるから、最大3回の裁判を経て決着をつけるべき積極的な理由はない。但し、第1審の事実認定が何らかの過ちによって生じる可能性がないとは言えないので再確認のための第2審を用意さえすれば十分であるという

²⁰ 拙著『中国的権利論：現代中国法の理論構造に関する研究』東方書店2015年参照。なお同書を基に精練させたものに拙著『学問としての現代中国』デザインエッグ社2019年がある。以下、同書第11章 現代中国法の動態的把握に基づいて論じる。

計算が成り立つ²¹。ゆえに訴訟の遅延を防ぎ、司法の資源コストも節約できると説明してきたわけである。また、このような環境作りの上で求められる最高人民法院の役割は、その統一的な意思の形成が第一次的に求められるのではなく、それが合法的権利か違法的権利か非法的権利かを判断する法規範の提示であり、その整理整頓＝論理整合性の保障である事も明らかである。

要するに、現代中国法における三審制の意義は、「理解と適用」が主張したところの現代中国においてその審判上事実問題と法律問題を分けて考える事が極めて少なかった事や法律審という法的概念を受け入れるかどうかという法政策の構造の問題にあるのではない。中国的権利論に基づけば正確な事実認定さえ確保できれば一審制的なものでよいのだから、三審制は別の権利論に基づき殊更に紛争の処理を長引かせ、現代中国の司法の運用を阻害させる法的概念として位置づけられるところにある。

(二) 審級制度改革の構造

そうすると、やはりこの2年間にわたる審級制度改革がなぜ必要だったのかについて分析する必要に迫られることになる。2021年10月1日より開始したこの改革は、実施弁法(同年9月27日公布)に基づき展開された。そのため以下、実施弁法の内容を整理しておくことにする。

実施弁法は、全体に通じる一般規定(「一、一般規定」)に始まり、管轄制度(「二、行政案件級別管轄制度の徹底」)、上訴管轄制度(「三、事件の上訴管轄メカニズムの徹底」)、再審手続(「四、再審手続の改革」)、最上級機関における審判権運用原理(「五、最高人民法院の審判権運用メカニズムの徹底」)、およびその他(「六、附則」)から構成される法令(全21条)となっている。

まず、一般規定では「重大な国家の利益や社会の利益に関わるもの、普遍の法令適用に対して指導的意義をもつ事件を比較的上級の人民法院が審理するよう促す」ために、基層人民法院は「事実の明確な調査と紛争の実質的な融解＝適切な解決・処理を重視」し、中級人民法院は「二審で有効に結審することと紛争を精確に収めることを重視」し、高級人民法院は「再審で誤りを正すことと裁判基準を統一することを重視」し、最高人民法院は「全国の審判業務の指導と法令の精確かつ統一的な適用の確保を監督する」ことを実現する役割を担う事を言明する(実施弁法1条)。

要するに、実施弁法は基層人民法院—中級人民法院の階層において前述した四級二審制の役割を徹底すると同時に、高級人民法院—最高人民法院の階層においては法適用の統一性の確保の役割を徹底することを描いていると言える。

²¹ 以上の論理に照らせば、一旦人民法院において決着がついた後でも、事後的にその決着を覆す事実が確認された場合に「再審」を認めたり、手続上の不備が発見されたりした場合に「法律監督手続」を通じて審判のやり直しを命じる制度を設けた事も論理的に論証できる。

	役割	目標
最高人民法院	全国の審判業務の指導 法令の統一的な運用の確保	法適用の統一性
高級人民法院	再審の役割 裁判基準の統一性の確保	
中級人民法院	二審終審制の徹底	紛争処理
基層人民法院	事実の明確な調査 紛争の実質的な融解	

表 1：実施弁法が予定した審級制度の役割と目標

次に管轄制度および上訴管轄制度では、法院に提起される事件の振り分けについて、まず中級人民法院において県レベルや地・市レベルの人民政府を被告として訴える事件で、実施弁法第 2 条に基づき中級人民法院の管轄に属さない場合は「管轄権を有する基層人民法院へ訴訟を提起するよう告知する」（第 3 条）。その一方で、基層人民法院が受理する事件のうち、「重大な国家の利益、社会の利益に係わるもので、基層人民法院が審理するのが宜しくない場合」、「新しい類型のもので、事案が複雑となる懸念がある場合」、「普遍の法令適用の指導上の意義をもつ場合」、「3 年内の同様の事件で法令適用に重大な分岐があり、本事案の係属中に解決していない場合」または「中級人民法院を第 1 審とするのが公正な審理にとって有利である場合」は、中級人民法院に提起することを言明する（実施弁法 4 条）。

さらに、中級人民法院が「普遍の法令適用の指導上の意義をもつ場合」、「3 年内の同様の事件で法令適用に重大な分岐があり、本事案の係属中に解決していない場合」または「高級人民法院を第 1 審とするのが公正な審理にとって有利である場合」は、高級人民法院に提起することを言明する（実施弁法 5 条）。ちなみに、ここにいる「普遍の法令適用の指導上の意義をもつ事件」とは「法令および司法解釈の規定が不明確であるか、または司法解釈の規定がない場合で、司法裁判を通じて法令適用をさらに明確にする事件」をいうとする（実施弁法 6 条）。

要するに、実施弁法は、国家や社会の利益といった重大な問題を含む事件や法適用による判断よりも政治的判断が求められる事件を上級の法院に引き上げていくと同時に、重大でない事件を基層人民法院に置き留める姿勢を明確にしたと言える。なお、上級の法院を第 1 審とするのが公正な審理にとって有利である場合というのは、現代中国における司法機関の人事権が地方・地域に割り振られ、中央集権的になっていないことによる弊害（いわゆる地方保護主義の問題）が念頭に置かれていると推察される²²。

そして再審手続では、「原審の判決ないし裁定が認定する基本的な事実、主な証拠および訴訟手続に異議はないが、法令の適用に誤りがあると考えられる場合」、「原審の判決ないし裁定が高級人民法院審判委員会の討論を経て決定した場合」のみ最高人民法院に再審を申請でき

²² 地方保護主義とは、現地に有利となる様に差配する考え方をいう。財政（学）の視点から地方保護主義について論じられることもある（武内宏樹「7 地方保護主義」川島真＝小嶋華津子編著『よくわかる現代中国政治』ミネルヴァ書房 2022 年 106 頁～107 頁所収）。本文で述べたように、法（学）の視点からも論じられる。

るとしつつ（実施弁法 11 条）、再審を申請する側がその申請書の中で「原審の判決ないし裁定が認定する基本的な事実、主な証拠および訴訟手続に異議はないことを述べ」同時に法律問題の部分で「誤りがあることの論証と根拠を明記すること」を要求し、以上の要求に合致しないとき、最高人民法院が是正を指導し、10 日以内に補正しなければ申請を撤回したものと処理するとする（実施弁法 12 条）。

また、再審を受理したときは 30 日以内に審査し「事件の基本的な事実が明確でない、訴訟手続に違法がある、訴訟請求を欠いている状況があるかもしれない場合」、「原審の判決ないし裁定に法令の適用に誤りがあるかもしれないが、法令適用の指導上の意義をもたない場合」は、原審である高級人民法院が審理することを決定する、と言明する（実施弁法 13 条）。

要するに、実施弁法は再審の申請者が原審の判断に納得できないから申請するという様な権利として観念される権利上訴を認めず、法律問題の誤りを論理的に説明することを要求する裁量上訴のみに制限する方向へ舵を切った事、法適用の統一性を確保する存在としての最高人民法院の確立を目指す事を示している。その一方で、「事件の基本的な事実が明確でない、訴訟手続に違法がある、訴訟請求を欠いている状況があるかもしれない場合」という矛盾するケースに言及せざるを得ないのは濫訴の現状から発生するヒューマンエラーや非法的権利の存在等の問題を念頭に置いたのであろう。

最後に、この実施弁法は、北京市、天津市、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、山東省、河南省、広東省、重慶市、四川省、陝西省の高級人民法院の管轄内の中級人民法院および基層人民法院に適用されるとともに、中級人民法院の規定は海事法院、知的財産権法院、金融法院および鉄道運輸中級法院で、基層人民法院の規定はインターネット法院、鉄道運輸法院で参照し適用できると言明された（実施弁法 20 条）²³。

（三）審級制度改革の成果

以上の実施弁法に基づき 2 年間の審級制度改革が行なわれたわけであるが、既に確認した様に、2023 年 10 月 1 日より現行民事訴訟法および行政事件訴訟法の規定を回復させて施行する事となった。では、この 2 年間の改革は何だったのだろうか。

審級制度改革に終わりを告げる終了通知の公布に先立って、今年 7 月 28 日付けで最高人民法院は「上訴管轄および再審業務の強化および規範化に関する指導意見」（以下、本指導意見とする）を公布している²⁴。

本指導意見は、全体に通じる一般規定（「一、一般規定」）に始まり、上訴管轄制度（「二、上訴管轄メカニズムの徹底」）、再審上訴制度（「三、民事事件及び行政事件の再審上訴メカニズムの規範化」）、上訴・再審の法的保障（「四、上訴管轄及び再審提訴に係わる保障メカニズムの徹底」）、およびその他（「五、附則」）から構成される法令（全 26 条）となっている。以下、その要点を整理しておく。

²³ なぜ、これらの地域に限定されたかについても 1 個の分析対象である。人口が集中する地域を指標としたのか、現代中国を代表する都市群を指標としたのかも一致しない。現時点で筆者の立場においては分析できる環境がない。そのため残される課題としたい。

²⁴ 本指導意見は、最高人民法院「案件の審級管轄及び再審業務の強化と規律化に関する指導意見」法〔2023〕13 号〔最高人民法院关于加强和规范案件提级管辖和再审工作的意见〕のことである。

一般規定では、2年間の改革を通じて確立したであろう2つの制度・法的概念の定義を行っている。上訴管轄〔提訴管轄〕とは、「中華人民共和国刑事訴訟法」第24条、「中華人民共和国民事訴訟法」第39条ないし「中華人民共和国行政訴訟法」第24条の規定に基づいて、下の級の人民法院が管轄する第1審事件を上級の人民法院の審理に移管する事をいい、上の級の人民法院が下の級の人民法院の報告要請に基づき管轄を引き上げたり、上の級の人民法院が職権で管轄を引き上げたりする事を含むものである、と定義する（本指導意見2条）²⁵。また、再審上訴〔再審提申〕とは、「中華人民共和国民事訴訟法」第205条第2項、「中華人民共和国行政訴訟法」第91条または第92条2項の規定に基づいて、上の級の人民法院が、下の級の人民法院において既に法的効力を生じた民事事件または行政事件の判決ないし裁定について、確かに誤りがあると認める場合または上訴が必要であると認める場合に、裁定により本法院が再審を行なう事をいい、上の級の人民法院が職権で上訴したり、上の級の人民法院が当事者の再審申請に基づき提訴したり、最高人民法院が高級人民法院の報告要請に基づき提訴したりする事を含むものであると定義する（本指導意見3条）。

実施弁法と比較すると、最上級機関における審判権の運用原理に係わる定義を言明していない点が目立つ。そもそも審判権とは、審判機関である統治機構の有する国家権力を意味するわけであるが、現代中国法における三審制の意義に照らせば、審級制度改革の前後において新たな定義を必要とするか否かという判断が垣間見れる部分となるはずであった。しかしながら、その言及がないということは、少なくとも審級制度改革以前の前提を修正する必要はないとの判断があったと見るのが合理的であろう。したがって、審級制度改革の実施前に念のための公表された「理解と適用」によるという理由も有り得ようが、上訴管轄と再審上訴の2つの法的概念の定義を確定するにとどまった理由は、法適用の統一性を確保するために（中国的な？）上訴制度を確立するところに審級制度改革の主な目的があり、現状の中で適当な制度構造を文字化したものにすぎないから不必要であるとされたと筆者は考えたい。

まず上訴管轄制度では、下の級の人民法院が、以下に列举する場合すなわち、①重大な国家の利益ないし社会公共の利益に影響する場合、②管轄区内の新しい類型のもので、事案が複雑となる懸念がある場合、③訴訟資源ガバナンス〔訴源治理〕の効果が有り、模範的裁判を形成するのを助け、同様の紛争について統一的、高効率かつ適切な解決を推進する場合、④法令適用の指導上の意義をもつ場合、⑤上の級の人民法院または管轄区内の人民法院の間で3年内の裁判で同様の事件につき法律適用上の重大な分岐が存在する場合、⑥1つ上の級の人民法院が第1審を行なうことが公正な審理に有利である場合の1つに属し、本法院で審理するのが宜しくないと考えるときは、1つ上の級の人民法院に報告し審理を当然に要請する〔应当报请〕（本指導意見4条）。なお、法令適用上の意義を持つ場合とは、法律、法規、司法解釈および司法機関の指導性文書等に明確な規定がなく、典型の事件裁判を通じて法律適用をいっそう明確にする必要があるものをいう（本指導意見5条3項）。

要するに、上記の場合に該当する事件をできるだけ上級の人民法院に吸い上げて、事件処理の典型例として可及的に示す事、中国的権利論のとおり法的根拠のない法律問題について

²⁵ そもそも〔提訴〕とは訴えの提起（起訴）を意味する中国語であるから、裁判を起こすことすなわち「訴えの提起に係わる管轄」というのが語彙的には正しい。しかし本指導意見2条のいうそれは、裁判を起こすことではなく既に起こした事件を上級の裁判所を第1審に変更することを指している。審級の形式上のレベルから見れば上訴に当たるため、本稿では上訴管轄と訳しておくことにする。

末端の現場での判断により法に対する求心力を失わせる様な大火傷となる前に、上級の人民法院が引き取って取扱いの範を示す事が強く意識された立法の様に思料される。

次に再審上訴制度では、再審条件に合致し、既に法的効力を生じた民事判決、行政判決または裁定で、以下に列挙する場合すなわち、①原判決または裁定で認定した事実の主要な証拠が証拠調べを経していない場合、②事件を審理する際必要で主要な証拠について、当事者が客観的な原因により自ら収集できず、人民法院に調査収集を书面申請したにもかかわらず、人民法院が行なわなかった場合、③法令の規定に違反して当事者の弁論の権利をはく奪した場合、④法的効力が生じる判決または裁定を第1審法院が行なった場合、⑤当事者の一方の人数が多数または当事者双方がいずれも国民〔公民〕の民事事件の場合、⑥審判委員会の討論を経て決定したその他の場合の1つに該当するときは、最高人民法院または高級人民法院が原人民法院に再審を命じるか、原人民法院と同じ級のその他の人民法院を指定し再審を行なう事ができる。但し、法律および司法解釈が別途規定する場合を除く、と声明する（本指導意見15条）。

また、最高人民法院が受理する再審事件で、法律および司法解釈が規定する「上訴する事案」を除き以下に列挙する場合すなわち、①全国に重大な影響のある場合、②普通の法令適用の指導上の意義をもつ場合、③法律問題について最高人民法院内部で重大な分岐が存在する場合、④法律問題について異なる高級人民法院の間の裁判で法的効力を生じた同様の事件で重大な分岐が存在する場合、⑤最高人民法院の上訴が事件の公正な審理にさらに有利である場合、⑥最高人民法院が当然に上訴すると考えるその他の場合の1つに合致するときは、裁定で当然に上訴する〔应当提审〕（本指導意見16条）。

要するに、再審上訴制度では、法的効力が既に生じた事件の事後的な影響を注視して、手続上の不備であったり、当事者以外に社会的影響が大きいものであったりについて、過去の時点でそれが正義である・合法であると定めた法的基準を、現在の時点でも維持できるか否か、維持することが却って不正義や合法性の欠如とにならないかの検証の場としての空間が用意された立法のように思料される。そして、以下で確認する様に、上訴・再審の法的保障は人民法院の周囲に存在する外部要因との関係を注視して、中国的権利論を堅持する方向で今後も進むことを強く示唆するものになっている。

上訴・再審の法的保障では、上の級の人民法院が特殊類型の事件の発見、監視および識別を健全なものにするために、以下のルートすなわち、①下の級の人民法院が法律問題について行なった説示、②審判業務の監督・査察、司法巡查または事件評定の展開、③檢察監督意見の処理、④人民代表大会の代表または政治協商委員会の委員が関心を寄せる事項や問題の処理、⑤具体的事件に係わる大衆による陳情の処理、⑥当事者が提出した上訴管轄または再審請求の処理、⑦世論モニタリングの展開、⑧関係する国家機関または社会団体等が移管するその他の事項の処理を通じたものについては重視し、上訴管轄または再審手続を積極的に行なう〔主动启动〕（本指導意見21条）。

また、最高人民法院および高級人民法院は、上訴管轄事件の裁判について「人民法院事件データベース」に登録し、法令適用上の意義を持つ上訴管轄および再審事件を指導性裁判例、参考性裁判例として蓄積し、規則性を有しその意義ないし模範的作用をもつ裁判を、司法解釈、司法機関の指導性文書、司法機関の意見、調停指針等に転化するよう促進する（本指導

意見 24 条)。

要するに、上記の③～⑧については人民法院の周囲すなわち、外部からの広範な監督を意味し、これは現代中国の成立当初からの集団管理体制を継受していると見て取れる。また、同じく①および②は、その集団指導体制を継受していると言える。同時に、「人民法院事件データベース」の充実や指導性裁判例ないし参考性裁判例の蓄積は、法適用の統一性の確保を推進するだけでなく、審判に必要となる法規範の立法活動を不断に促すものであると言える。

五、まとめに代えて

本稿では現代中国の法動向から比較法研究の学問的意義を再確認した。比較法研究は、各国の法的論理の背景を解明し諸要因を重ねさせた上で比較分析して、自国の法（の法的論理）の解明に貢献するところに学問的意義がある。

三ヶ月論考は西欧法およびアメリカ法における三審制との比較から日本法における三審制が円筒形の、図式的に見て完全な三審制を確立したことが、それが意味する日本法の固定観念となり、「三審制への信仰」に固執していることを喝破した。日本法における三審制の意義は、法治国家の質如何に係わらず形式的モデルとして鎮座するところにその意義がある。なお、三ヶ月論考が、厳しい上告制限の中で原審の判断を改める破棄率の高さが法治国家としての質の高さを示し、その低さが法治国家としての質の低さを示すものであるとの指標は現在にも通用するものである。

一方、現代中国法における三審制に対する評価は、現代中国の社会が四級二審制を採用する法的論理に影響されたものである。

現代中国における審級制度と比較するとき、日本法におけるそれと共通するところは他者との間の対立が紛争の段階から事件の段階へ至り、それが裁判で勝敗を付ける段階に至ったとき、その事件をどうやって処理するかという課題と向き合っている点（そして、これは西欧法およびアメリカ法においても同じ）である。その一方で、日本法におけるそれと異なるところは、事実問題と法律問題を分けて考えるべく法律審を設置するか否かという点である。そして、この分岐が日本法と現代中国法の背景にある権利論の異質性に由来することを本稿では明らかにした²⁶。現代中国の社会が四級二審制を堅持し三審制を否定する理由は、中国的権利論への信仰による。

その中で2年間実施された審級制度改革は、法適用の統一性の確保を担う上訴管轄制度と、従前の正義・合法の基準が現在の正義・合法に適うかという政治的判断を担う（そして、それに適わないと判断する場合は立法を促す）再審管轄制度を確立するためであったと言える。

さて、冒頭において示した古典的な問いに対して一応の答えを出すことで本稿を終えることにしたい。三審制は人間社会の審級制度における普遍の原理でなく、それは其々の人間社会を支える権利論の有様に基づき決定されるものである。ゆえに、特定の権利論に対する信仰を除き、その他のあらゆる信仰が取り除かれる時、質の高い法治国家の下であれば三審制が普遍の原理となる瞬間に遭遇するにすぎない程度のものであると言える。

²⁶ この異質性を異常と評価するのではなく、それを異文化に照らせば正常と評価して比較分析するところに異文化理解における学問的価値を見出せると筆者は考える。

参考文献

書籍

- 浅古弘＝植田信廣＝神保文夫＝伊藤孝夫編『日本法制史』青林書院 2010 年
- 大木雅夫著『比較法講義』東京大学出版会 1992 年
- 川島真＝小嶋華津子編著『よくわかる現代中国政治』ミネルヴァ書房 2022 年
- 小口彦太＝田中信行『現代中国法 [第 2 版]』成文堂 2012 年
- 田中信行編著『入門 中国法』弘文堂 2013 年
- 利光三津夫＝長谷山彰著『新裁判の歴史』成文堂 1997 年
- 萩屋昌志編著『日本の裁判所：司法行政の歴史的研究』晃洋書房 2004 年
- 林屋礼二＝菅原郁夫編著『データムック民事訴訟：見て読む日本の民事裁判 [第 2 版]』有斐閣 2001 年
- 三ヶ月章「民事訴訟法と裁判法の三十余年（三）審級制度」『ジュリスト』767 号 1982 年 6 月
- 御手洗大輔『中国的権利論：現代中国法の理論構造に関する研究』東方書店 2015 年
- 六本佳平著『日本の法システム』放送大学教育振興会 2000 年

論文

- ドナルド・C・クラーク「中国法研究のアプローチ：「法の支配」パラダイムを超えて」『比較法学』66 号 2000 年 73 頁～91 頁所収
- 御手洗大輔「日本における現代中国法学について：その軌跡と直面する課題」『比較法学』45 巻 2 号 2011 年 57～86 頁所収
- 劉崢＝何帆「『四級の法院の審級の職能定位改革実験の徹底に関する実施弁法』の理解及び適用」『人民司法』31 号 2021 年 7～14 頁所収
- 冷羅生「中国の審級制度改革について：三審制導入を展望して」『千葉大学社会文化科学研究』9 巻 2004 年 10 月 109 頁～122 頁所収